公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター 臨床試験審査委員会要綱(手順書) 新旧対照表

改正前	改正後
制定 平成19年7月1日	制定 平成19年7月1日
最近改訂 令和2年4月10日	最近改訂 令和2年11月9日
治験の原則 略	治験の原則 略
第1条~第4条 略	第1条~第4条 略
(審査委員会の業務)	(審査委員会の業務)
第5条 審査委員会は、その責務を遂行するた	第5条 審査委員会は、その責務を遂行するた
めに、次の最新の資料を病院長から入手しなけ	めに、次の最新の資料を病院長から入手しなけ
ればならない。	ればならない。
(1) 臨床試験実施計画書 <u>(GCP省令第7条第5</u>	(1) 臨床試験実施計画書
項の規定により改訂されたものを含む)	
(2) 臨床試験実施計画書分冊(実施医療機関の	(2) 臨床試験実施計画書分冊(実施医療機関の
名称及び所在地、臨床試験責任医師となるべき	名称及び所在地、臨床試験責任医師となるべき
者の氏名及び職名並びに各実施医療機関を担当	者の氏名並びに各実施医療機関を担当
するモニターの氏名職名及び電話番号	するモニターの氏名及び電話番号等を治験
は、当該	実施計画書の分冊として記載した書類は、当該
実施医療機関に係るもののみで差し支えない)	実施医療機関に係るもののみで差し支えない)
(3) 臨床試験薬概要書 <u>(GCP省令第8条第2項</u>	(3) 臨床試験薬概要書
の規定により改訂されたものを含む)	及び治験使
	用薬(被験薬を除く)に係る科学的知見を記載
	した文書(例として、医薬品添付文書、インタ
	ビューフォーム、学術論文等)
(4) 症例報告書の見本(臨床試験実施計画書に	(4) 症例報告書の見本 (臨床試験実施計画書に
おいて、症例報告書に記載すべき事項が十分に	おいて、症例報告書に記載すべき事項が十分に
読み取れる場合は、当該臨床試験実施計画書を	読み取れる場合は、当該臨床試験実施計画書を
もって症例報告書の見本に関する事項を含むも	もって症例報告書の見本に関する事項を含むも
のとする)	のとする)
(5) 説明文書・同意文書	(5)説明文書・同意文書
(6) 臨床試験責任医師の履歴書 (臨床試験責任	(6) 臨床試験責任医師の履歴書
医師となるべき者がその要件を満たすことを証	
明した履歴書及びその他の文書)	(書式 1)
(7) 臨床試験分担医師 <u>· 臨</u>	(7) 臨床試験分担医師 となる
床試験協力者を記載した文書 (審査委員会が必	べき者の氏名を記載した文書
要と認める場合には臨床試験分担医師の履歴書	

を添付する) (書式 2) (8) 被験者の健康被害に対する補償に関する資 (8) 被験者の健康被害に対する補償に関する資 料 料 (9) 被験者の募集手順(広告等)に関する資料 (9) 被験者の募集手順(広告等)に関する資料 (募集する場合) (募集する場合) (10) 臨床試験の費用の負担について説明した文 (10) 臨床試験の費用に関する事項を記載した文 書(被験者への支払(支払がある場合)に関す る資料) ア 負担軽減費の負担に関する申出書(院内書 式 9) イ 医師主導治験の費用に関する文書(医師主 導治験において、当院が主機関の場合:院内書 式3、他院が主機関の場合:院内書式4) (11) 被験者の安全等に係る報告 (11) 被験者の安全等に係る報告 (削る) (12) 臨床試験の現況の概要に関する資料(継続 審査等の場合) (新設) (12) 公立大学法人横浜市立大学が整備する研究 倫理に関する教育プログラムのうち、治験に従 事する者が必須とされる研修に係る治験責任医 師の受講記録(なお、治験分担医師について は、当該研修の受講が必須であるものの、受講 記録の提出は不要とする) (新設) (13) 治験の実施に必要な経費に関する資料 (「公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附 属市民総合医療センター治験等経費算定要領」 に規定される治費書式1-1~1-3又は同2-1~ 2-3、同 $3-1\sim3-3$ 、同 $4-1\sim4-3$ 、同 $5-1\sim$ 5 - 3)(新設) (14) 利益相反に関する資料 (公立大学法人横浜 市立大学臨床研究利益相反委員会実施要綱第6 条に定められる「横浜市立大学における臨床研 究に係る利益相反自己申告書(概要:様式第1 号、詳細:様式第2号)

(15) その他審査委員会が必要と認める資料

(13) その他審査委員会が必要と認める資料

第5条第2項~第6条第18項 略

(審査委員会の運営)

第6条

- 19 審査委員会は、承認済の臨床試験について、報告事項として病院長より次の報告を受けた場合には、その内容の概要を確認し、これを記録する。報告事項の例としては以下のものがあり、審査委員会はこれらが事後報告であってもこれを認めるものとする。
- (1) 病院長からの「治験終了(中止・中断)報告書(書式17又は(医)書式17)」による通知(2)病院長からの「開発の中止等に関する報告書(書式18又は(医)書式18)」による通知
- (3) 臨床試験実施計画書、臨床試験薬概要書、説明文書・同意文書等における事務的事項に関する変更の報告

なお、事務的事項に関する変更については次の ものを含むものとする。

ア 臨床試験依頼者の社内的な組織・体制の変 更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、実 施医療機関及び臨床試験依頼者の所在地又は電 話番号の変更、臨床試験分担医師の削除、<u>臨床</u> 試験責任医師・臨床試験分担医師の職名変更、 臨床試験協力者の変更、モニターの変更等

イ 臨床試験実施計画書分冊に記載された他の 実施医療機関に特有の情報の改訂、症例報告書 の見本を作成している場合のレイアウトの変更 及び EDC[Electronic Data Capturing]の利用に よる症例報告書の仕様の変更等

ウ その他、病院長が事務的事項の変更と判断 した変更

附則

本要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

第5条第2項~第6条第18項 略

(審査委員会の運営)

第6条

- 19 審査委員会は、承認済の臨床試験について、報告事項として病院長より次の報告を受けた場合には、その内容の概要を確認し、これを記録する。報告事項の例としては以下のものがあり、審査委員会はこれらが事後報告であってもこれを認めるものとする。
- (1) 病院長からの「治験終了(中止・中断)報告書(書式17又は(医)書式17)」による通知
- (2) 病院長からの「開発の中止等に関する報告書(書式 18 又は(医)書式 18)」による通知
- (3) 臨床試験実施計画書、臨床試験薬概要書、 説明文書・同意文書等における事務的事項に関 する変更の報告

なお、事務的事項に関する変更については次の ものを含むものとする。

ア 臨床試験依頼者の社内的な組織・体制の変 更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、実 施医療機関及び臨床試験依頼者の所在地又は電 話番号の変更、臨床試験分担医師の削除、

臨床試験協力者の変更、モニターの変更等

イ 臨床試験実施計画書分冊に記載された他の 実施医療機関に特有の情報の改訂、症例報告書 の見本を作成している場合のレイアウトの変更 及び EDC[Electronic Data Capturing]の利用に よる症例報告書の仕様の変更等

ウ その他、病院長が事務的事項の変更と判断 した変更

附則

本要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

- 1 本要綱は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター治験審査委員会要綱(手順書)(平成17年4月1日 制定)、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター受託試験等審査委員会要綱(平成17年4月1日 制定)、横浜市立大学附属市民総合医療センター治験審査委員会要綱(手順書)(平成19年7月1日)、横浜市立大学附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会要綱(手順書)(平成20年5月6日)及び横浜市立大学附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会要綱(手順書)(平成21年3月16日)は廃止する。ただし、本要綱の施行目前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による

附則

本要綱は、平成21年3月16日から施行する。 ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた 申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前 の要綱の例による

附則

本要綱は、平成27年7月1日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による

附則

- 1 本要綱は、平成28年6月1日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による。
- 2 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会要綱(手順書) (平成27年7月1日 改定)は廃止する。

1 本要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

2 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター治験審査委員会要綱(手順書)(平成17年4月1日 制定)、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター受託試験等審査委員会要綱(平成17年4月1日 制定)、横浜市立大学附属市民総合医療センター治験審査委員会要綱(手順書)(平成19年7月1日)、横浜市立大学附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会要綱(手順書)(平成20年5月6日)及び横浜市立大学附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会要綱(手順書)(平成21年3月16日)は廃止する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による

附則

本要綱は、平成21年3月16日から施行する。 ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた 申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前 の要綱の例による

附則

本要綱は、平成27年7月1日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による

附則

- 1 本要綱は、平成28年6月1日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による。
- 2 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会要綱(手順書)(平成27年7月1日 改定)は廃止する。

附則

附則

- 1 本要綱は、平成28年9月30日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による
- 2 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会要綱(手順書) (平成28年6月1日 改定)は廃止する

附則

この要綱は、平成29年12月18日から施行する。

附則

- 1 本要綱は、令和元年9月25日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による。
- 2 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会要綱(手順書) (平成29年12月18日改訂)は廃止する。

附則

- 1 本要綱は、令和2年4月10日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による。
- 2 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会要綱(手順書) (令和元年9月25日改訂)は廃止する。

- 1 本要綱は、平成28年9月30日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による
- 2 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会要綱(手順書)(平成28年6月1日 改定)は廃止する

附則

この要綱は、平成 29 年 12 月 18 日から施行する。

附則

- 1 本要綱は、令和元年9月25日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による。
- 2 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会要綱(手順書)(平成29年12月18日改訂)は廃止する。

附則

- 1 本要綱は、令和2年4月10日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による。
- 2 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会要綱(手順書) (令和元年9月25日改訂)は廃止する。

附則

- 1 本要綱は、令和2年 11 月9日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による。
- 2 公立大学法人横浜市立大学附属病院臨床試験審査委員会要綱(手順書)(令和2年4月10日 改訂)は廃止する。